

第2部 フィリピン共和国
「地方自治体歳入改善プロジェクト」¹⁸
予備調査報告書

¹⁸ 本件開発調査の要請当時の案件名称。事前調査時に現在の「内国歳入割当金（IRA）制度改善調査」に名称を更した。

第7章 予備調査について

7-1 調査の背景

フィリピンでは、地方開発の効率化、地域間格差の是正、行政への住民の参加促進等を目的として1991年に地方自治法が施行され、中央政府から地方自治体への行政機能、規制・監督権限の委譲や職員の転籍を含む本格的な地方分権が端緒に就いた。しかしながら、地方自治法施行後15年が経過した現在も、地方自治体の人的・財政的キャパシティの不足等により、地方分権化は必ずしも期待された成果を上げるには至っておらず、地方自治体間の経済格差は地方自治法施行前に比べてむしろ拡大しているとの見方もある。

中でも、地方自治体歳入の約6割（平均）を占める内国歳入割当金（IRA: Internal Revenue Allotment）については、財政面での自治体間不均衡を助長しているとの指摘がなされており、地方分権の一層の推進・定着を図る上で極めて重要な課題の一つであると認識されている。具体的には、IRAは国家税収の一定割合（40%）を一定の配分式に基づき各地方自治体に自動的に配分する交付金であるが、配分式の算出方法が非常に単純であり（各自治体の面積及び人口の2要素のみに基づき配分）、各自治体の発展状況や財政需要を適切に反映する仕組みとなっておらず、都市型自治体に有利となっているとの指摘がある。

地方財政（とりわけ自主財源に乏しく、財政的に困難を抱える地方自治体の財政）に占めるIRAの重要性に鑑みれば、地方自治体間格差の是正を図る上でIRA制度の改善は避けては通れない課題であり、現行のIRA配分式と地方開発の現状の関係を検証し、地域間格差是正のために取りうる措置を提言する開発調査の要請がなされたものである。

7-2 調査の目的

今回の予備調査においては、フィリピン関係省庁（内務自治省、財務省等）、地方自治体各層（州、市、ムニシパリティ、村）、他ドナー・国際機関との協議等を通じ、案件の枠組みを固めるために必要な情報収集を行うとともに、案件の円滑な実施に必要な我が方国内支援体制に関する検討を行うことを目的とする。

なお、実施細則（S/W）については、本予備調査の結果を踏まえて詳細な内容を検討することとし、事前調査（年度内に実施予定）後の署名を念頭に置くこととする。

7-3 調査期間

2006年12月4日（月）～12月15日（金）

7-4 調査団構成

職務	氏名	所属
総括／IRA制度改善	高端 正幸	聖学院大学政治経済学部専任講師
調査企画	森原 克樹	独立行政法人国際協力機構（JICA） 経済開発部第一グループ経済政策・金融チーム

地方自治体 財政管理	森 真一	有限会社アイエムジー
---------------	------	------------

7-5 主要協議先機関（日程詳細別添 9）

（フィリピン政府）内務自治省 (DILG)、予算管理省 (DBM)、財務省 (DOF)、国家経済開発庁 (NEDA)、
会計検査院 (COA)

（地方自治体関連）【アンブレラ組織】地方自治体連盟連合体 (ULAP)

【マニラ近郊】Las Piñas 市

【イロイロ州】Iloilo 州、Iloilo 市、Santa Barbara ムニシパリティ、Pavia
ムニシパリティ

（研究機関）フィリピン大学 (UP)、フィリピン開発学研究所 (PIDS)

（他ドナー等）フィリピン開発フォーラム (PDF) 事務局、世銀、AusAID、CIDA

（日本側関係機関）在フィリピン日本大使館、JBIC マニラ事務所、JICA フィリピン事務所

7-6 調査結果要旨

（1）要請内容の背景・内容の確認

ア 要請元である DILG より、元々の要請内容であった IRA 配分式の見直し（地方自治法第 284 条及び第 285 条関連）に加え、IRA の 20%を開発目的に使用するよう定めた地方自治法第 287 条の修正（「開発目的」に該当する支出を明確化する）を視野に入れたレビューを調査の範囲に含めて欲しいとの要望あり。

イ DILG が考える現行 IRA 配分式の最大の問題は、「IRA が何を調整しようとしているのか」という理念が明確でなく、結果として自主財源の豊富な都市型自治体に有利な配分パターンが生じていること。本件開発調査への期待として、①「理念」の明確化と、②実証的アプローチを通じ、合理的根拠に基づく見直しオプションを提示することの 2 点が挙げられた。特に、①については、日本の制度・経験に基づくインプットが期待されている。また、本格調査の過程で DILG 職員の分析能力が向上することも期待しているとの由。

ウ 現状認識・問題分析（IRA 配分式と地方開発の現状の相関関係等）については、既存の研究等は参考にしつつも、今回の調査で新たな分析を行い、それに基づく配分式見直し作業を行う形としたい旨要望があった。

エ 要請書に記載されている 15 の地方自治体を対象としたケーススタディについては、現行配分式下での現状把握、配分式変更に伴う影響分析について実際に自治体と議論を行う場として考えており、数に関しては柔軟に対応したいとの説明があった。

（2）先方実施体制の確認

ア 調査団より、開発調査実施時の先方負担に関し概略説明を行い、先方の理解を得た。DILG 側の実施体制として、地方自治体監督局長をヘッドとし、職員 3~4 名をフルタイムのカウンターパートとして配置する予定との由。

イ また、現地 Steering Committee (SC) の構成については、DILG より、関係省庁 (DILG、DBM、DOF、NEDA) の Undersecretary (次官) クラス、ULAP の長、地方自治体各層の連盟

の長をメンバーとしたいとのアイデアが示された。学識者については、SCのメンバーではなく、リソースパーソンとして適宜アドバイスを受ける形としたいとの考え。また、議員については、巻き込みの必要性は認識しているものの、SCにメンバーとして加えるのがいいかどうか、今後検討していきたいとの由（なお、今次調査において、IRA配分式に造詣の深い議員・学識者数名の名前は確認済み）。

(3) IRA配分式見直しの方向性に関する関係各省・地方自治体のスタンス

ア IRAに関する中央省庁の所掌業務は概略以下のとおり。

【内務自治省 (DILG)】IRA配分式改定

【財務省 (DOF)】歳入・歳出全体の管理（地方税、ポークバレル、国家資源配分、タバコ税配分、経済特別区税収配分等）、IRA原資（現在は内国歳入の40%）

【予算管理省 (DBM)】配分式に則ったIRA配分額の計算・送金、IRA原資

【国家経済開発庁 (NEDA)】リージョンレベルでの各種計画（マクロ経済計画、土地利用計画等）策定関連業務を通じた間接的関与

【会計検査院 (COA)】地方自治体の決算の監査

イ DILG以外のフィリピン側関係機関においても、（主として公平性の観点から）IRA配分式を見直すべきとの認識は相当程度共有されていることが確認された。ただし、現行配分式が抱える問題点やどのように配分式を改定すべきかという点についてはさまざまな意見がある模様。また、DILGが本件開発調査の要望を出している点については、関係機関への周知がほとんど行われていない模様であった。

ウ 個別の関係省庁・機関からの聴取結果は別添10のとおり。

(4) IRA配分式見直しに関する過去の経緯

ア 聞き取り調査を通じ、IRA配分式改定を目指した動きがこれまで幾度となく頓挫してきた最大の要因は、利害関係者が多く、政治的コンセンサスを得るのが極めて困難との点であることが改めて確認された。特に、本件はトータルで見れば詰まるところ「ゼロ・サム・ゲーム」であり、地方自治体間（及び政治家間）でのコンセンサス形成が困難な側面がある（現在も4法案が上院に提出されているが、審議見通しは不透明との由）。

イ 議論の過程において合理的・客観的な根拠が欠落していたことも、議論が収斂しない原因の一つと考えられる。

ウ また、これまでの修正法案はIRA配分式以外の修正項目も含んだ形でのオムニバス法案として提出されてきたため、法案通過が困難となっていた側面もある模様（上院は個別形式、下院はオムニバス形式を志向しているとの由）。

(5) IRA以外の地方自治体歳入に関する現状と課題

ア 歳入面

(ア) 地方税

1991年の地方自治法により、固定資産税、ビジネス税を中心に地方税源が強化された。地方政府階層（州、市、ムニシパリティ、村）間の税収の分配については、市がこれら税収の大半を受け取る形となっている。結果として、地方自治体階層別に見たIRAへの依存比率は、州、ムニシパリティがそれぞれ約80%であるのに対し、市は44%となっており、市の財政力の大きさが窺えるが、これらの市はIRAについても有利な配分を受けている。

Las Piñas 市からの聞き取り調査では、地方分権化により税収を自立的に使用できるようになったため、徴税に対する意欲が高まり、徴税額が大幅に上昇したとのことであったが、実際は (i) 徴税に関する知識・能力不足、(ii) 地方議会の抵抗、(iii) キャパシティ不足により 3 年ごとに実施すべき固定資産の資産価額の再評価ができない、等の理由により、税収が伸び悩んでいる地方自治体も少なくない模様（地方政府の徴税率は全国平均で約 60%）。

(イ) 中央政府からの非 IRA 資金

地方政府の機能の一部を中央政府が肩代わりして実施するための、地方政府の予算システムを経由しない資金も存在する。大まかに言って、(i) 中央政府予算によるプロジェクト、(ii) 国会議員の裁量により、中央政府組織を通じて行われるプロジェクト（いわゆる「ポークバレル」）、(iii) 地方政府を対象にした、中央政府経由で実施される ODA プロジェクト、(iv) 地方政府を対象にした、中央政府を経由しない ODA プロジェクト、の 4 種類に区分できる。特に自主財源に乏しい自治体においては、IRA の大半は経常経費（給与等）に使用せざるを得ないことから、これら非 IRA 資金は投資・開発事業のための貴重な資金源となっている。

イ 歳出面

概して、地方自治法により委譲された機能に比して IRA の配分額が少ない現状がある模様。特に病院運営（中央から州に移管）に関してこの傾向が顕著であり、過去に 19 の地方病院が中央政府に返還された経緯がある。また、ムニシパリティでは、委譲された保健関連職員や農業普及員の給与がようやく IRA でカバーされるのみで、運営経費が足りておらず、加えて職員の絶対数も足りていないことから最低限必要なサービスが供給できないという問題点が認識されている。

また、各自自治体の財政レベルに応じて設定されている人件費上限を超えて人件費が支出されているケースが多いという問題点も指摘されている。

ウ モニタリング枠組み

(ア) 会計検査院 (COA) による財務モニタリング

全ての地方自治体に対し、毎年会計検査が行われている。COA は、全 Region を 6 つのクラスターに分けて管理しており、計 200 以上のチームが県庁舎・市庁舎にオフィスを構えて全国をカバーしている。

(イ) Local Government Performance Monitoring System (LGPMs)

地方自治体のマネジメント強化、開発を支援する目的で開始された（自己評価に基づく）モニタリングツールで、政治、行政、社会サービス、経済開発、環境管理の 5 セクターに関し、16 項目、計 102 の指標を設定して自治体のパフォーマンスを測定するもの。枠組み作りはすでに完了しており、現在は実施段階にある（将来的にはインターネット上での運用・情報公開を想定）。

(6) 地方レベルでの統計整備状況

基礎的な統計データ（人口、面積等）については、国家統計オフィスが 10 年ごとに実施しているセンサス等から入手可能と思われるが、財政需要の精緻な積み上げに必要とされるデータ（就学児童数、乳児死亡率等）については、中央で一元的に管理されておらず入手が困難か、あるいは入手できても信頼性が低い可能性が極めて高い。

なお、DILGによれば、貧困指標（Poverty Index）については上記 LGPMS の中で州、市、ムニシパリティについては収集済みとの由（ただし、算出方法は明らかにされていない）。

(7) 他ドナー・国際機関による支援状況

ア 世界銀行

- ① IRA に関する調査：5 年前に調査が開始され、ファイナルドラフト策定済みだが、提案について関係者の総意としての合意に至らずに、最終的に棚をかざるだけのものになってしまう可能性が高いとの由。カウンターパートは DOF。
- ② Local Government Finance and Development Project (LOGOFIND) (1999 年～2008 年)：地方自治体に対し、ローンとグラントの組み合わせでインフラ等の施設の建設やサービス提供のための資金 (Municipal Development Fund: MDF) を提供するとともに、各種トレーニング (計画策定、財政管理、歳入向上等) を実施するもの。

イ AusAID

- ① Local Governance Development Program (LGDP) (2006 年～2016 年)：地方政府間のパートナーシップを強化し、地域経済開発のための計画策定及び関連した人材育成を実施。地方自治体のパフォーマンスモニタリングのためのフレームワーク (LGPMS 含む) のレビューも行う。
- ② フィリピン開発フォーラム (PDF) 地方分権 WG への支援

ウ CIDA

- ① Local Governance Support Program (LGSP) (1992～2006)：300 以上の地方自治体に対してキャパシティビルディングを実施。
- ② LGSP in the Autonomous Region in Muslim Mindanao (LGSPA) (2005～2010)：ミンダナオの 100 以上の地方自治体を対象に、各種キャパシティビルディングを実施。

エ アジア開発銀行 (今次調査では聞き取り未実施)

DILG、DOF をそれぞれカウンターパートとした TA が 2 本実施予定となっているが、詳細は今後調査予定。IRA 配分式見直しのための法改正の検討がコンポーネントとして盛り込まれている模様。

(8) その他

中央政府合理化計画 (Executive Order 366)、地方政府権限委譲整理調査 (Executive Order 444) については、地方政府への更なる権限委譲につながる可能性があり、地方財政事情への直接的な影響も想定されるところ、引き続き進捗を注視していく必要がある (E0366 については、合理化計画案が各省から DBM に提出された段階であり、DBM による審査・承認や具体的実施時期は未定。E0444 については、第一フェーズで 4 省を対象とした調査が実施され、現在提言を取りまとめ中であるが、第二フェーズの具体的実施計画は固まっていない模様)。

7-7 当面の検討事項 (次回事前調査までに実施すべき事項)

(1) S/W 案の検討

ア 調査の目的：「地方自治法改正」にどこまで踏み込むか要検討 (本件調査の結果が実際の

法改正に結びつくかどうかは未知数であることから、調査目的を「実証的調査に基づく政策オプションの提示」に留めるのも一案)。

- イ 調査の対象：①IRA 配分式見直し、②使途制限（「IRA の 20%は開発目的に使用」）についてのレビュー、③モニタリングシステムの強化方策の提案、等のオプションの中から適切なものを選定。
- ウ 調査期間：DILG 職員のキャパシティ・ビルディング（分析能力の向上）の観点、及び関係者間でのモメンタム醸成の観点を重視し、日本側からの投入人数を抑えて調査期間を一定程度長めに設定する（＝短期間に大量人数を投入して調査を仕上げるアプローチは取らない）のも一案。
- エ 調査手順：（第 1 フェーズ）現状・問題分析（個別自治体でのケーススタディ含む）
（第 2 フェーズ）配分式見直しオプションの検討、各種シミュレーション、影響分析
- オ 日本側投入：MM の積算
- （2）国内支援体制の検討：学識者（財政学・地方財政＋フィリピン地方財政制度）、関係省庁
- （3）調査 TOR についてのステークホルダーとの協議・合意形成のタイミング検討：S/W 締結前に実施するか、本格調査第 1 フェーズにおいて実施するか要検討（世銀より指摘あり）
- （4）配分式方向性・オプションに関するイメージ固め、理論武装
- （5）フィリピン政府ハイレベルへの根回し（特に DOF）
- （6）ADB からの聞き取り調査（フィリピン事務所に依頼）

7-8 今後のスケジュール（案）

2006 年 12 月末	予備調査報告書作成
（2007 年 1 月～2 月	追加調査実施：ローカルコンサルタントを雇用し、既存の調査研究の要点整理及び関係者からのヒアリングを通じて、IRA 配分式の問題点に関する Preliminary な分析を実施するイメージ） *必要に応じて実施
2007 年 2 月下旬～3 月中旬	事前調査実施（S/W 協議）
2007 年 4 月頃	S/W 署名
2007 年第 2 四半期	本格調査

以上

別添 9 日程詳細

別添 10 IRA 配分式見直しの方向性に関する関係各省・地方自治体のスタンス

別添 11 面談者一覧

別添 12 個別会談議事録

別添:9 日程詳細

予備調査現地調査日程 12月3日(日)～12月16日(土) (14日間)

月 日			行 程			宿泊地
			官団員		コンサルタント	
			高 端 (総括/IRA 制度改 善)	森 原 (調査企画)	森 (地方自治体財政管理)	
1	12/3	日	移動 (東京→マニ ラ)	(11/28 よりフィリ ピン入り)	移動 (東京→マニラ)	マニラ
2	12/4	月	AM 内務自治省地方自治体監督局 (DILG-BLGS)、JICA 事務所 PM 日本大使館			
3	12/5	火	AM 予算管理省地方運営調整サービス (DBM-ROCS) PM ULAP(Union of Local Authorities of the Philippines)、 DILG-BLGS			
4	12/6	水	AM 国家経済開発庁 (NEDA) PM PDF(Philippines Development Forum)、PIDS(Pilippine Institute for Development Studies、Dr. Manasan)			
5	12/7	木	AM 地方自治体 (ラス・パニヤス市)			
			PM 移動(マ ニラ→東京)	PM CIDA		
6	12/8	金	AM COA(Commission on Audit)、DILG-BLGS PM UP-NCPAG(National College of Public Administration and Governance)			
			JBIC			
7	12/9	土	移動 (マニラ →東京)	資料整理		
8	12/10	日	移動 (マニラ→イロイロ)			
9	12/11	月	地方自治体 (イロイロ州、イロイロ市、 サント・バルバラ・ムニシパリティ、 パビア・ムニシパリティ、セミナリオ・ バランガイ、グスティオラパス・バラ ンガイ)			
10	12/12	火	AM 移動 (イロイロ→マニラ) PM AusAid			
11	12/13	水	AM MOF-BLGF			
			PM 世銀			
12	12/14	木	資料整理			
13	12/15	金	資料整理、JICA 事務所			
14	12/16	土	移動 (マニラ→東京)			

別添:10 IRA 配分式見直しの方角性に関する関係各省・地方自治体のスタンス

調査機関	IR 配分式見直しに関するスタンス
中央省庁	<p>① IRAが目指すものを明確化するとともに、その理念を踏まえ合理的な根拠に基づき見直しが図られるべき。</p> <p>② 配分式については、(i)地方自治体階層(州、市、ムニシパリティ、村)間の配分式、(ii)同一階層内での配分式、の双方を対象としたい。</p> <p>③ 新たに配分に盛り込む要素(変数)としては、(i)資源配分、(ii) Resource endowment、貧困率、自主財源確保を促すインセンティブとなるような要素(徴税率等)等が考えられる。</p> <p>④ 配分式見直しのタイムフレームについては、想定される作業量の観点から1年程度と要請書に記載した(二国会審議の關係等、政治的プレッシャーとは無關係)。最長で2年以内にとまればよいと考えている。</p> <p>① 現行の配分式は、分かりやすく客観的データに基づきつづける余地が少なく、概ね適正なものと考えられる。</p> <p>② 実際の送金額の計算も容易であり、配分式に他の要素を織り込んだ場合、事務的に作業が煩雑になることが懸念される。</p> <p>③ 他方、地方自治体による自主財源確保を促すインセンティブも感じている。</p> <p>④ しばしば指摘されてきた送金手続きの遅れについては、主として銀行側のシステムの問題であり、現在は解決している。</p> <p>① 財政能力の低い自治体は農業が主要産業であり、そもそも課税のポテンシャルが低い。したがって、配分式と徴税パフォーマンスをリンクさせること、さらに不利な状況になりうる点が懸念される。</p> <p>② 徴税可能額を課税ポテンシャルと見る上での問題点としては、(i)土地のTitleをまだ農民が持っていないケースが多く徴税できない、(ii)自治体(ムニシパリティ)職員のキャパシティの問題等により、土地評価額の定期的見直しに難しい、(iii)政府公社の中で固定資産税を払っていないケースが多いこと、等があげられる。</p> <p>① IRAの問題点は、(i)各自治体が取れる絶対額が不足している(地方に移管された機能を全て果たすに十分ではない)こと、及び(ii)財源豊富自治体に多くの配分が割り当てられていることと認識している。配分式の見直しに際しては、平等性、地方が本来担うべき機能をしっかりと果たせるようにする等の観点から考慮されるべき。</p> <p>② IRAは地方自治体歳入の一部であることから、配分式の見直しは他の歳入も含めた地方財政全体の中で捉えるべき。</p> <p>③ 自主財源確保に向けた努力を促す観点から、配分式を徴税努力とリンクさせるのも一案。</p> <p>① 付加価値税(VAT)の配分等、本来中央政府から地方に配分されるべき資金が正当に配分されていないことが最大の問題であり、配分式見直しの前に解決されるべき。</p> <p>② ULAPは地方自治体関連組織全体のコンコネクションに基づいて行動を起こす機関であり、かかる組織の性格上、地方自治体間で見解に相違がある(IRA配分式見直しのような)議論を積極的に推進するのは極めて難しい。</p> <p>(同市は、メトロマニラの市の中では財政規模が最も小さい市であるが、)不動産税、ビジネス税等の自主財源に恵まれており、徴税努力も強化してきているため、IRAの配分額については特段不満はない(いずれにしても市の予算全体として必要なニーズを満たすことができる)。</p> <p>州財政のIRAへの依存度は高いが(2006年度予算で約86%)、現在の配分額は十分ではなく、中央から委譲された業務の遂行に支障を来たしている。特に、病院の収入不足が深刻(看護師等を一部ボランティアに依存)。</p> <p>地方分権に伴い中央政府から転籍した職員が給与の支給に問題が生じていることもあり、IRAの絶対額が足りておらず、人員不足ともあいまっで、農業、保健等の分野で最低限のサービスが提供できていない。</p> <p>当ムニシパリティは、工場用地を抱えることからビジネス税の収入が豊富で財政的に豊かである。が、同様のレベルの産業をもたない他のムニシパリティは、IRAに頼らざるを得ず、現状かなり苦しい状態であろう一方、徴税努力をもっと重ねるべき。</p> <p>① 現行の配分式は、透明性、予測可能性等のメリットがあるものと同様、IRA額が高くなる点で一定程度達成されているものの、徴税能力の差が考慮されて自治体間の平等性については、低階層の自治体において人ロモ一人当たりの資金不足(各階層内の不平等)が生じている。</p> <p>② 自治体間の平等性については、低階層の自治体において資金不足(各階層内の不平等)が生じている。</p> <p>③ 自配分式の感覚としては、ムニシパリティの50%程度が、委譲された機能をカバーし、これに比べて資金が不足している状況にあると考える。</p> <p>④ 配分式の見直しとしては、徴税努力と財政需要を合わせ、これにより徴税インセンティブも働く。一方、パフォーマンス指標等、多くの目的を配分式に組み込むのは適当ではなく、そうした場合のTransfersに反映させるべき。</p> <p>⑤ IRA総額を増やさず配分式のみを変え、自治体各階層の連帯間で必ず議論が紛糾するため、法改正は困難なものとなろう。要協賛としては、IRA総額は増やさないが、委譲された機能を一部を中央に返還することと抱き合わせるのも一案かも知れない。</p> <p>⑦ 配分式見直しにおいては、DILG長官レベルの強いコミットメント、関係省庁間の合意形成が必要条件となろう。</p> <p>① 現行配分式の最大の問題点は、裕福な(徴税効率的な)自治体に有利になっていること。配分式には、貧困指標(Poverty Index)やPerformance Indicator(自己収入等)が盛り込まれるべき。また、難しいと思うが、日本のように財政需要の観点を盛り込む等、合理的な方法が導入されるのが望ましい。</p> <p>② 州、ムニシパリティでは、分権化によるコストの方がIRA配分額より多くなっており、中央政府から地方に転籍した職員に給与からカバーできていないケースが多い。</p> <p>③ 委譲された機能を地方自治体が適正に実施するために、IRA原資の増加(原資を内閣歳入の40%から50%に引き上げる、関税収入を原資に組み込む等)、自己収入の拡大の両者が必要。</p>
地方自治体	<p>① 現行の配分式は、透明性、予測可能性等のメリットがあるものと同様、IRA額が高くなる点で一定程度達成されているものの、徴税能力の差が考慮されて自治体間の平等性については、低階層の自治体において人ロモ一人当たりの資金不足(各階層内の不平等)が生じている。</p> <p>② 自治体間の平等性については、低階層の自治体において資金不足(各階層内の不平等)が生じている。</p> <p>③ 自配分式の感覚としては、ムニシパリティの50%程度が、委譲された機能をカバーし、これに比べて資金が不足している状況にあると考える。</p> <p>④ 配分式の見直しとしては、徴税努力と財政需要を合わせ、これにより徴税インセンティブも働く。一方、パフォーマンス指標等、多くの目的を配分式に組み込むのは適当ではなく、そうした場合のTransfersに反映させるべき。</p> <p>⑤ IRA総額を増やさず配分式のみを変え、自治体各階層の連帯間で必ず議論が紛糾するため、法改正は困難なものとなろう。要協賛としては、IRA総額は増やさないが、委譲された機能を一部を中央に返還することと抱き合わせるのも一案かも知れない。</p> <p>⑦ 配分式見直しにおいては、DILG長官レベルの強いコミットメント、関係省庁間の合意形成が必要条件となろう。</p> <p>① 現行配分式の最大の問題点は、裕福な(徴税効率的な)自治体に有利になっていること。配分式には、貧困指標(Poverty Index)やPerformance Indicator(自己収入等)が盛り込まれるべき。また、難しいと思うが、日本のように財政需要の観点を盛り込む等、合理的な方法が導入されるのが望ましい。</p> <p>② 州、ムニシパリティでは、分権化によるコストの方がIRA配分額より多くなっており、中央政府から地方に転籍した職員に給与からカバーできていないケースが多い。</p> <p>③ 委譲された機能を地方自治体が適正に実施するために、IRA原資の増加(原資を内閣歳入の40%から50%に引き上げる、関税収入を原資に組み込む等)、自己収入の拡大の両者が必要。</p>
研究機関	<p>① 現行の配分式は、透明性、予測可能性等のメリットがあるものと同様、IRA額が高くなる点で一定程度達成されているものの、徴税能力の差が考慮されて自治体間の平等性については、低階層の自治体において人ロモ一人当たりの資金不足(各階層内の不平等)が生じている。</p> <p>② 自治体間の平等性については、低階層の自治体において資金不足(各階層内の不平等)が生じている。</p> <p>③ 自配分式の感覚としては、ムニシパリティの50%程度が、委譲された機能をカバーし、これに比べて資金が不足している状況にあると考える。</p> <p>④ 配分式の見直しとしては、徴税努力と財政需要を合わせ、これにより徴税インセンティブも働く。一方、パフォーマンス指標等、多くの目的を配分式に組み込むのは適当ではなく、そうした場合のTransfersに反映させるべき。</p> <p>⑤ IRA総額を増やさず配分式のみを変え、自治体各階層の連帯間で必ず議論が紛糾するため、法改正は困難なものとなろう。要協賛としては、IRA総額は増やさないが、委譲された機能を一部を中央に返還することと抱き合わせるのも一案かも知れない。</p> <p>⑦ 配分式見直しにおいては、DILG長官レベルの強いコミットメント、関係省庁間の合意形成が必要条件となろう。</p> <p>① 現行配分式の最大の問題点は、裕福な(徴税効率的な)自治体に有利になっていること。配分式には、貧困指標(Poverty Index)やPerformance Indicator(自己収入等)が盛り込まれるべき。また、難しいと思うが、日本のように財政需要の観点を盛り込む等、合理的な方法が導入されるのが望ましい。</p> <p>② 州、ムニシパリティでは、分権化によるコストの方がIRA配分額より多くなっており、中央政府から地方に転籍した職員に給与からカバーできていないケースが多い。</p> <p>③ 委譲された機能を地方自治体が適正に実施するために、IRA原資の増加(原資を内閣歳入の40%から50%に引き上げる、関税収入を原資に組み込む等)、自己収入の拡大の両者が必要。</p>

*注：上記は今次調査で聞き取った範囲の意見であり、回答者の個人的な見解も含むものである。特に、中央政府については、事務レベルの意見である。

別添:11 面談者リスト

<主要面談者リスト>

【在フィリピン日本大使館】

池田 賢志 書記官 (財務アタッシェ)

【JICA フィリピン事務所】

松浦 正三 所長

北林 晴美 次長

小野 雅裕 企画調査員

Rey Gerona 在外専門調整員

【JBIC マニラ駐在員事務所】

若林 仁 駐在員

【Department of Interior and Local Government (内務自治省)】

Mr. Roland Acosta Director, Bureau of Local Government Supervision (地方自治体監督局長)

Mr. Pariano A. Gabito OIC Assistant Director, BLGS

Ms. Melany Quinton LG003, BLGS

【Department of Budget Management (予算管理省)】

Ms. Virginia Folloso Assistant Director, Regional Operation and Coordination Service
(地域オペレーション・調整サービス局長補佐)

Mr. Jun F. Moises Staff, ROCS

【Department of Finance (財務省)】

Dr. Arnold Tan Information Technology Officer III, In - Charge of Office, Special Project
& Management Service, Bureau of Local Government Finance

【National Economic and Development Authority (国家経済開発庁)】

Ms. Thelma C. Manuel Chief Economic Development Specialist

Mr. Paolo Navata EDS II

【Commission on Audit (会計検査院)】

Ms. Amorsonia B. Escarda Assistant Commissioner (Local Government Auditing Sector)

【Union of Local Authorities of the Philippines (地方自治体連盟連合体)】

Mr. Dell Santos Head, Plans and Programs

【Las Piñas City (ラス・ピニャス市政府)】

Hon. Imelda T. Aguilar Mayor (市長)

Mr. Luis I. Bustamante Vice Mayor & Presiding Officer

Mr. Rizal Del Rosario City Treasurer

Mr. Zardi Melito D. Abellera City Legal Officer

Mr. Rey Balagulan City Administrator

Ms. Nida Lagusola Planning Officer

【Iloilo Province (イロイロ州政府)】

Mr. Mario N. Nillos Department Head, Provincial Planning and Dev. Office

Ms. Melba B. Sullivan Provincial Treasurer

Ms. Elena D. Lim Provincial Budget Officer

【Iloilo City (イロイロ市政府)】

Mr. Melchor Tan City Administrator

Ms. Julieta D. Diamante Captain of Barangay Seminario & President of Association of
Barangay Captains (Jaro District)

Mr. Adolfo B. Captain of Barangay Gustilolapaz & President of Association of Barangay
Captains (Lapaz District)

Ms. Aurora A. Tarrazona Assistant City Treasurer

【Santa Barbara Municipality (サンタ・バーバラ・ムニシパリティ政府)】

Mr. Isabelo Maquino Mayor 他3名

【Pavia Municipality (パヴィア・ムニシパリティ政府)】

Mr. Arcadio H. Gorriceta, Mayor 他5名

【Philippines Institute for Development Studies (フィリピン開発学研究所)】

Dr. Rosario Manasan Researcher

【University of the Philippines (フィリピン大学)】

Dr. Alex Brillantes Dean, National College of Public Administration and Governance
(NCPAG)

Mr. Simeon Agustin Ilago Director, Center for Local and Regional Governance, NCPAG

Mr. Alicia B. Celestino University Researcher, Center for Local and Regional Governance,
NCPAG

【フィリピン開発フォーラム (PDF) 事務局】

Ms. Ofelia M. Templo Coordinator, Working Group on Decentralization and Local Government,
PDF

【Canadian International Development Agency (カナダ国際開発庁)】

Ms. Frances Tanner First Secretary (Development)

【AusAID (オーストラリア国際開発庁)】

Mr. Angus Barnes First Secretary, Development Cooperation
Mr. Rod Ervin Sollesta Program Officer, Development Cooperation

【World Bank (世界銀行)】

Ms. Mokami Kariuki

個別会談議事録

1. DILG (Department of Interior and Local Government)

- (1) 日時 : 2006年12月4日(月) 9:00-10:30
- (2) 出席者: Mr. Rolando M. Acosta, Director BLGS (Bureau of Local Government Supervision)
Mr. Pariano A. Gabito, OIC Assistant Director
Ms. Melany Quinton (LG00 3)
高端、森原、森(調査団)
- (3) 入手資料: なし
- (4) 主な聴取内容

① 要請内容について

- ・ かつての要請書との変更点として、IRAの20%を開発目的として使うことに関して、「開発目的」とは何であるべきか、その内容をより明確にすることを調査の対象として含めてほしい。すなわち、284項、285項に加えて、287項も改正する意思をもっている。ちなみに、この20%の実際の使い道について(現在は乱用されている状態にある)、Database化してモニタリングしていくものが、現在から3ヵ月後くらいに完成する予定である。一方の80%については、(一般財源化されているため)モニタリングは何もなされていない。
- ・ 調査のタイムフレームとしては、いつまでに法案ができなければならないといったものは特段なく、1年以内にできればよい、という程度である。
- ・ 日本の知見として、Coefficient Adjustmentを参考にしたいと考えている。また、Coefficient Adjustment以前の基本的なIRAの計算方法についても、より適切な考え方があれば導入していきたい。
- ・ そもそも、現在のIRAの計算式については、これといった根拠がなく、改正法案としてこれまで出されてきたものについても明確な合理性がない。DILG内部でも議論は多くなされてきたが、これといったconcept paperは作っていない。日本に期待することは、IRAの配分計算式において、“philosophy”を示してくれることである。IRAを国家歳入の40%から50%に上昇させる、という議論においても、その数値の根拠となるphilosophyが示されていない。
- ・ IRAの計算式には、Outcome-oriented, performance-orientedな考え方を入れるべきだと考えている。
- ・ 調査の最大の目的は法案の採択であり、併せて、DILGのIRA関係職員の分析能力の向上が必要である。

② その他

- ・ DILGの役割は、LGUがよりよく活動できるように支援することであり、DOF(BLGF)は収入を確保すること、DBMは実際にお金を送金すること、といった役割分担となっている。
- ・ 他省庁との議論の場としては、Philippines Development Forumがあり、法案改正に必要な調整は、PDFの場でできると考えている。また、DBMやDOFは、IRAの総額の変更を伴わない計算式の変更であれば、何ら反対する理由はないと理解している。
- ・ 1991年のLocal Government Code採択以来15年が経過しており、計算式を変える必要性については誰もが認識しており、実際に行動を起こす時が来ていると感じている。
- ・ USAIDのプロジェクトもIRAに触れているが、具体的な提言には至っていないと理解している。
- ・ E0366号(中央政府合理化計画)、E0444号(地方政府権限委譲整理調査)の進捗は遅く、具体的な行動に至るとしても、それは2008年、あるいは2009年以降であろう。本件調査がこれらの動きによって影響を受けることはないと考えている。

- ・ 地方政府の財政管理のモニタリングに関しては、Local Governance Performance Management System が設置されて、地方政府の実施能力、提供しているサービスの程度について指標を収拾している。このシステムと実際の予算措置とのリンクはない。

2. DBM (Department of Budget Management)

- (1) 日時 : 2006年12月5日(火) 9:00-11:00
- (2) 出席者 : Ms. Virginia Follosco, Assistant Director, Regional Operations and Coordination Service
Mr. Jun F. Moises
高橋、森原、森 (調査団)
- (3) 入手資料 : なし
- (4) 主な聴取内容

① DBM の IRA に関する役割

- ・ 計算式に則った IRA の計算及び資金の送金を行っている。
- ・ 人口は National Statistical Office (NSO) の最新のセンサスの 2000 年データを毎年使っている (10 年に一度センサスを行うことになっている)。土地面積については、Department of Environment and Natural Resources の Land Management Bureau の 2001 年のデータを用いている。本データは 3 年ごとに改訂されるが、2004 年度版は土地面積が著しく増加している LGU があり、その確認作業を Oversight Committee on Devolution が行っているところであるため、現在は 2001 年のものをそのまま使っている。

② IRA の送金の遅れ、予測性

- ・ 銀行のシステム上の問題により、送金が遅れたことはあったが、現在はそうした問題はない。IRA と他の資金は、同時に同一口座に、毎月 1 回 (第 1 週 80%、第 4 週 20%) 送金している。
- ・ これまでは、毎年予算が議会で承認されるまでは前年度の IRA の実績に基づいた暫定額をもとに送金を行っていたが、今年 Automatic Appropriation Law が採択されたことにより、IRA に関しては DBM に支出権限が与えられることとなり、来年からは IRA の金額を年度当初から明示して送金できるようになる (注: 3 年前の歳入の 40%)。また、IRA の金額については、DBM の Website に載せて LGU が参照できるようにしており、情報の伝達に関して問題はなくなった。

③ IRA 計算式に関する考え方 (個人的見解)

- ・ (IRA は DBM の所掌業務でないため、あくまでも個人的見解として)、現在の計算式は客観的データに基づくため、政治的な介入を受けることもなく、DBM の立場として効率的に業務を行えることから、適正なものであると考えられる。
- ・ 一方で、LGU が財源を確保する努力をするためのインセンティブとリンクさせるのがよいとも感じている。

3. ULAP (Union of Local Authorities of the Philippines)

- (1) 日時 : 2006年12月5日(火) 14:00-15:30
- (2) 出席者 : Mr. Dell Santos, Head, Plans and Programs
高橋、森原、森 (調査団)
- (3) 入手資料 : ULAP のパンフレット、PPT 資料 (未入手)
- (4) 主な聴取内容

① IRA の法改正の動き

- ・ 2~3 年前から、10~12 の修正法案が出されているが、下院は必要な条項のみを修正する方向で、一方上院は LGC 全体を修正する方向で考えており、結局修正法案は前に進ん

でない。

② IRA 改正に関する考え方（個人的見解）

- ・ VAT、EVAT (Expanded VAT) など、本来中央政府から地方に配分すべき資金が正当に配分されていない、といった、IRA 改正以前の問題をまず解決すべき。(ULAP は、LGU 等のコンセンサスに基づいて行動を起こす機関である。従って、LGU 間で見解に相違があるような事項については、議論を行うことは適切でない)。
- ・ IRA の開発目的の 20%の資金については、LGU の Executives の裁量によって使えるもの、残りの 80%については（リカレントコストとして）動かさない金額、という理解をしている。

4. DILG（第 2 回目協議）

(1) 日時 : 2006 年 12 月 5 日(火) 16:00-17:30

(2) 出席者 : Mr. Acosta、他 3 名
 高端、森原、森（調査団）

(3) 入手資料 : LGPMS の市データ (Administrative Capacities, Productivity and Development Conditions)

(4) 主な聴取内容

① 開発調査の実施体制

- ・ 開発調査を行う場合には、DOF、DBM、NEDA の Undersecretary、ULAP の Executive Director、LGU 各階層のリーグの長をステアリング・コミッティーに参加させるのがよいと考える。
- ・ 研究者については、ステアリング・コミッティーといった意思決定機関のメンバーではなく、リソースパーソンとしてアドバイスを受けるのがよい。
- ・ 開発調査の実施体制としては、Bureau of Local Government Supervision の Director をヘッドとし、Policy Development and Research Division から 3~4 名程度の優秀なスタッフをフルタイムの CP として提供する予定。

② 開発調査のイメージ

- ・ IRA 計算式については、徐々に変える考え方と、ドラスティックに変える考え方の両方があると思う（が、どちらがよいかは決まっていない）。
- ・ IRA の配分については、経済、社会、環境の各側面を反映したものとなるべき、と考えている。そこで新たな変数として考えられるのは、resource endowment（データは LGPMS が利用できる）や貧困率が考えられ、将来的には LGU の Service Delivery Mandate も考えられる。貧困率については、所得と Food Basket をもとに数値を出して、今後 LGPMS に入れる予定であるが、その計算式は目下秘密としている（調査が開始される頃には開示することはやぶさかでない）。
- ・ 計算式については、現行の①LGU 階層間の配分、②人口・土地面積・均等割りの配分、③20%の開発目的、のそれぞれについて、philosophy をもって改訂を行いたい。
- ・ 15 の LGU でのケーススタディについては、数についてはフレキシブルに考えてほしいが、意図としては、現在の計算式下での現状把握や、計算式の変更に伴う影響について実際に LGU と議論をする、ということ想定している。

③ その他

- ・ 配分の問題だけでなく、実際にどのように使うか、ということも同様に重要である。こうした意味で、モニタリングは重要であるが、これは配分の問題の次に取り扱うべきことと考えている。LGPMS は現在のところ、優良な LGU を認識したり、融資のレーティングに用いたりすることが主な目的となっているが、将来的には IRA とリンクさせていきたいと考えている。
- ・ （一部の LGU にとって、IRA の 20%を開発目的に限定することについて、リカレント予算を圧迫する結果になっていないか、という点に関して）LGC の採択以来 15 年が経過

しており、人件費などを圧縮してインフラといった物理的な投資を行うように予算を配分する上で、十分な準備期間は過ぎたと考えている。

- ・ E0444 のフェーズ 1 については、DILG が作った実施計画に基づいて実施してきたが、まだ終わっていない。4 つの機関から、19 の機関へとこれから広げていく予定である。フェーズ 2 としては、地方自治の考え方や仕組みについての戦略計画をまず立てる必要があると考えており、いつ実施できるかについては目処が立っていない。

5. NEDA (National Economic & Development Authority)

(1) 日時 : 2006 年 12 月 6 日 (水) 10:00-11:30

(2) 出席者 : Ms. Telma C. Manuel, Chief Economic Development Specialist

Mr. Paolo Navata, EDS II

Mr. Jun F. Moises

高端、森原、森 (調査団)

(3) 入手資料 : Final Report on IRA Formula: Estimating the IRA, Centrally-Provided Local Public Goods and Services, and other Central Fiscal Transfers to Local Government (Feb 2001)

(4) 主な聴取内容

- ・ IRA の計算式は、Budget Transfer の一環であること、平等性を考慮すること、地方に移された機能を果たすべきもの、といった観点をもつべき。Transfer は、キャッシュのみならず、インフラといった物理的なものも含む。
- ・ 多くの Municipality が、より高い IRA を求めて City になったため、一つあたりの City に配分される金額が減ることとなった。
- ・ LGU の能力については、ドナーの支援もあって確実に向上している。Municipality レベルにおいて、1 名でプランニング機能を果たしているものもあるが、それでも、それなりの計画を立てる能力はもっていると感じている。人材の能力よりむしろ、IRA の金額が低すぎるもののほうが問題である。
- ・ 数はすくないが、LGU によっては、委譲された機能を実際には果たせていないものがあり、国家が引き続きその機能を果たしている場合がある。州に委譲された病院が、経営が成り立たずに国に戻された例もある。
- ・ 中央政府の資金が地方レベルで利用される場合は、直接中央政府が実施するものと、地方政府が実施するものの両者がある。自己収入を (政治的理由ないしは、住民の経済的理由により) ほとんど増やすことのできない LGU もある。Municipality では、不動産価額評価が適正にされていないものが多く、これに手をつけるだけで自己収入が向上することも考えられる。
- ・ IRA を、ドナープロジェクトにおけるカウンターパートファンドとして使わせるなど、LGU 間で競争原理を働かせて、給与から投資へとシフトさせるのがよいと思う。また、IRA の配分にあたっては、徴税努力とリンクさせるべき。ちなみに、ドナープロジェクトのカウンターパートファンドを、中央政府と LGU で 50% ずつ負担する場合がある。
- ・ NEDA は Region レベルにオフィスをもっており、土地利用計画、マクロ経済計画を策定している。中央政府の NEDA の Regional Development Coordination Staff が、中央レベルでの調整や、地方分権化の問題の把握を行っている。Provincial Planning Guideline が来年初めに策定される予定。

6. PDF (Philippines Development Forum)

(1) 日時 : 2006 年 12 月 6 日 (水) 14:30-15:30

(2) 出席者 : Ms. Ofelia M. Templo, Coordinator, Working Group on Decentralization and Local Gov' t, PDF

Ms. Sarah

高端、森原、森 (調査団)

(3) 入手資料 : なし (Website にて関連資料入手可能 www.lguph.org, www.pdf.ph/decentralization_1)

(4) 主な聴取内容

① 他ドナーの動向

- ・ 世銀が IRA 計算式についての調査を行っている（担当：Ms. Mokami Kariuki）。9月20日に開かれた PDF の会議において、本調査結果に関するプレゼンテーションが行われている。本調査については、特定の組織を CP としたのではなく、純粹に調査目的としたものである。
- ・ ADB も DILG を実施組織とした TA を行うため、コンサルタントの選定プロセスに入っている。IRA 計算式についても TA の対象となるが、詳細については今後、選定されるコンサルタントと詰めていくことになるため、まだ決まっていないと理解している。

② IRA 改正に関する情報・意見

- ・ これまで行われた提案が実際に採択されてこなかった理由として、IRA の総額を減らすことになっていたり、Stakeholder の合意形成が行われていなかったりしたため、と理解している。
- ・ IRA の改善については、計算式のみならず、その他の Fiscal Transfer を含めて総合的に考えるべき。
- ・ IRA の調査結果に対する合意形成のために、PDF が中心となって議員を招いてワークショップなどを開催することは可能。
- ・ インドネシアでの事例が参考になると思われるので、調査の一環としてインドネシアでの意見交換をすることを勧める。

7. Dr. Manasan, PIDS (Philippine Institute for Development Studies)

(1) 日時 : 2006年12月6日(水) 16:00-17:30

(2) 出席者: Dr. Rosario Manasan
高橋、森原、森(調査団)

(3) 入手資料: Dr. Manasan のプレゼンテーション資料、論文等をメールしてくれる予定

(4) 主な聴取内容

① 現在の IRA 計算式について

- ・ 現在の IRA 計算式については、(a)透明、(b)予測可能、(c)地方に委譲された機能を達成するために総額として適正な金額、という点において優れたものであると考えている。1998年～2005年においては、送金が遅れたり、金額が減額されたりしたが、現在はそのような問題はなくなっている。
- ・ ただし、公共事業(道路、橋等)、小規模灌漑施設、環境保護といった業務を行うために必要な職員の移転や資金が配分されておらず、中央政府が引き続き関連業務を行うこととなっている。
- ・ 自治体間の平等性については、低階層の自治体において人口一人あたりの IRA が高くなる点で一定程度達成されているものの、徴税能力の差を埋めるようには設計されていない。垂直的なインバランス(Province、Municipality の資金不足)、水平的なインバランス(Municipality 相互、City 相互の不平等)が生じている。特に、(自分の経験に基づいて言うと) Municipality の 50%程度が、委譲された機能に比べて資金額が足りていない。

② IRA 計算式改善に伴う障害

- ・ IRA の総額を増やさずに計算式のみを変える場合は、配分額の増える自治体と減る自治体が必ず出てくるため、自治体のリーグの賛同は結果的に得られないことになり、計算式の変更が実現できる可能性は高くない。かつて、エストラダ大統領の息子が Municipality のリーグ長をやっていたときに、IRA 計算式を変える運動を起こしたが、それだけの政治力をもってしても実現には至らなかった。
- ・ ただし、IRA の総額を増やさずに、例えば、自治体に委譲された機能を一部中央政府

に戻す、ということを行えば、可能かも知れない。

- ・ DILG の Secretary レベルのコミットメント、Secretary が内閣に対してどれだけの信頼を得ているか、行政組織での合意形成 (DOF、DBM、NEDA) なども、IRA 計算式改善が採択されるための条件となる。

③ IRA 計算式を変える場合のオプション

- ・ 徴税力と財政需要とを組み入れたオーストラリア方式の簡素版がよいと考えている。
- ・ 徴税能力のポテンシャルを計算式に入れることは可能。これを入れれば、徴税に関するインセンティブも結果的に働くこととなる。一方で、パフォーマンス指標など、多くの目的を IRA 計算式に盛り込むのは適当とは思われず、マッチングファンドといった別のツールに入れ込むほうがよいと思う。

④ その他

- ・ LGU の行政実施能力については、1991 年の自治法制定から現在に至るまでに成長しており、基本的な機能は果たせると考える。必要な予算を得れば、それなりの能力を発揮できる体制は基本的にある。
- ・ IRA の 20% の開発資金については、その内容をあまり規定すると地方のニーズに対応することが困難になるので、現在以上の縛りは設けないほうがよいと思われる。特に、インフラに限定すると、重要な社会プロジェクトには使えない、ということになってしまふ。
- ・ LGPMS において、各自治体のデータが開示されていないが、自治体ごとの競争意識を高め、国民に対して透明性を発揮するためにも、詳細なデータを開示することは重要である。
- ・ IRA 計算式に造詣のある議員は、マシヤス、ピメンタル、Sumulong などいるが、今期限りで引退すると聞いている。
- ・ 学識者として、フィリピン大学経済学部の Biokno 氏、Capuno 氏を推薦する。

8. Las Piñas City

(1) 日時 : 2006 年 12 月 7 日(木) 10:00-11:30

(2) 出席者 : Ms. Hon. Imelda T. Aguilar, Mayor

Mr. Luis I. Bustamante, Vice Mayor & Presiding Officer

Mr. Zardi Melito D. Abellera, City Legal Officer

Mr. Rey Balagulan, City Administrator

Ms. Nida Lagusola, Planning Officer

Mr. Rizal Del Rosario, City Treasurer

高端、森原、森 (調査団)

(3) 入手資料 : なし

(4) 主な聴取内容

- ・ 人口は 747,000 人で、住宅地であることからメトロマニラの中でもっとも財政規模がもっとも小さい City である。職員数は約 3,000 人。市長、議会、20 のバラングイのほとんどすべてが、同じ党に属している。年間予算の総額は、約 10 億ペソ。市の借金はゼロ (Land Bank から低利子で、200 百万ペソ、10 年間の条件で借りることは可能)。
- ・ 中央政府との間で特段の問題はないが、ゴミ収集において、ダンピングサイトを作ったり、焼却炉を作ったりすることが環境天然資源省から禁止されているため、リザル州まで運搬することを余儀なくされている。また、保健省の職員の給与について、もとの給与を保証する Magna Carta の存在により、市の負担が大きい (unfunded mandate)。
- ・ IRA は City の収入の 40%、自己収入が 60% (うち、不動産税 15%、ビジネス税 20%、その他 Fee 収入等 25%)。不動産税の徴税率は 85% 程度、ビジネス税はそれ以上である。早期支払いに対して割引を適用したり、税金を納めない場合には法的措置に訴えたりすることにより、徴税率が高くなっている。なお、個々の不動産に関する境界線問題はほとんどないが、バラングイ間での境界線問題は存在する (不動産税及び IRA 配分が目的)。

- ・ 不動産税は、LGCにより最大2.5%まで徴税してよいことになっているが、当Cityでは1%（教育目的税 education fund：150百万ペソ）のみ徴収している。加えて、課税基準地価額を低めに見積もっている（将来的に、増税する余地がある）。
- ・ City Comprehensive Development Planを作っており、その開発費用を、市の予算に組み入れている。
- ・ 人件費などは、DBMの規制に沿った形で支出している。
- ・ 1991年のLGC採択により、職員は1,000人以下から3,000人程度に拡大し、予算は10～15百万ペソから10億ペソ（IRAを含む）へと拡大した。市の計算によると、委譲された職員の給料に見合うだけのIRAしか受けていないため、委譲された業務に関する事業費については、独自の予算を充てている。なお、権限委譲により、独自の収入を自ら使えるというインセンティブが得られたことから、徴税による収入が著しく向上した。DENRの機能は委譲されていない。
- ・ バランガイは、トレーニングやセミナーを実施しており、財務的にも独立している。不動産税の30%はバランガイの予算となっている。バランガイに対するIRAの計算式については、（いずれにしても必要に応じて市の予算で必要なニーズを満たすことができるため）特段の問題はない。
- ・ DILGは、LGUの利益を保護する役割を果たしている。

9. CIDA

- (1) 日時 : 2006年12月7日(木) 13:00-13:40
- (2) 出席者: Ms. Frances Tanner, First Secretary (Development), CIDA
森原、森（調査団）
- (3) 入手資料: LGSP 2 終了時 PPT 資料、LGSPA 要約資料
- (4) 主な聴取内容

- ・ LGSP (Local Governance Support Program Phase 1& Phase 2:1992-2006) を通じて、300以上のLGUのExecutives、Legislativesに対して支援を行ってきた。次フェーズである、LGSPA (LGSP in the Autonomous Region in Muslim Mindanao: 2005-2010) では、ミンダナオの100以上のLGUを対象に、計画作りの能力強化、収入拡大、公益企業運営強化、住民参加などを行っていく。その過程で、様々なレッスンやベストプラクティスが確認されることとなると思う。
- ・ 多くのLGUは、税金の徴収努力をほとんど行っていなかったり、幽霊職員などを設けてIRAを適切に使っていなかったりしている。資金を具体的にどのように使っているか、ということも、上記プロジェクトを通じて明らかになると思われる。
- ・ 一方において、貧しいLGUは、徴税するにも域内の経済活動が不十分で、IRAも委譲された機能を果たす上で足りていないものが少なくない。この問題をどのように解決するかについては、自分たちも回答が得られていない状況にある。CIDAプロジェクトのダバオのプロジェクトオフィスでは、いくつかのMunicipalityを対象として、ビジネス投資活性化のための事業を行っている。
- ・ LGSPフェーズ2の終了時レポートがまもなく出るため、その段階でJICAに提供する。
- ・ CIDAとしては、過去のリサーチレポートなどを洗って、JICA調査に役立つものがあれば、提供したい。

10. Las Piñas City

- (1) 日時 : 2006年12月8日(金) 9:00-10:00
- (2) 出席者: Ms. Carmen Antasuda, Chief of Staff of COA Assit. Comm
森原、森（調査団）
- (3) 入手資料: Annual Financial Report 2005, Local Governments Volume III-A, III-B
- (4) 主な聴取内容

- ・ LGCに則ってLGUが会計処理を行っていることを確保することが、COAのLGUに対する

役割である。

- IRA の 20%が開発目的に使われていることをモニタリングするのは COA の役割である。すなわち、開発計画が策定され、それに基づいて予算 (20%の使途を含む) が決定され、その予算が適正に執行されている流れを COA が確認する。これにより、すべての LGU が実際に IRA の 20%を開発目的に利用していることが確保されており、問題のある場合は、必要に応じて制裁措置を発動することになる。ただし、開発計画の予算が Lamp Sum になっている場合は、計画と予算執行との整合性もあいまいにならざるを得ない。
- 「開発目的」の定義が明確でないことは確かに問題であると感じており、定義が明確になれば COA の仕事もそれだけ容易になる。現在は、常勤職員の給与として用いられていなければ、給与であっても開発目的として認められる。
- IRA の 20%については、COA の記録としては MOOE の一部となっているのみで、IRA の 20%が実際にどのようなことに使われているのかについては、個々の LGU の Register を見なければわからない。なお、この開発目的の 20%については、翌年に繰越可能である。
- 固定資産税の課税ポテンシャルを計るためには、実際の徴収額に、年度末の延滞額の差を加えればよい。一方、ビジネス税はキャッシュベースになっているので、課税ポテンシャルは COA の資料からは計算できない。
- LGPMS の設計について、COA は相談は受けたことはない。COA としても、目的志向のモニタリング指標を作ることは関心事であるため、本来、COA と協議して双方で利用できるものにするべきである。
- COA は、全 Region を 6 つのクラスターに分けて管理しており、それがさらにリジョナル・クラスターに分けられ、最終的に 200 以上のチームが全国の Province、City、Municipality をカバーしている。オフィスは、県庁舎・市庁舎などにある。
- Natural Wealth や Excise Tax は、Other Income に分類され、ポークバレルは LGU への収入でないため、LGU の予算管理には入ってこない。

11. DILG (ラップアップ)

(1) 日時 : 2006 年 12 月 8 日(金) 11:00-12:00

(2) 出席者: Mr. Acosta DILG

Ms. Agnes C. Villaseñor, Local Government Operations Officer (LG00)

Ms. Melany F. Quiton, LG00

Ms. Aivy Kathertine dela Luna, LG00

Ms. Shiellah Morales, Executive Assistant

Attorney Rhodora Flores, Legal Officer

森原、森 (調査団)

(3) 入手資料: なし

(4) 主な聴取内容

- Acosta 氏は 3 月中旬頃から海外出張に行く可能性があるため、それ以前に事前調査を行ってほしい。2 月末~3 月上旬にミッションがくる場合には、(ボホールやルソン島北部などの) 地方にある下層の LGU を訪問できるように、手配する。
- 本格調査において、現状分析 (既存資料及び現地踏査) は約 3 ヶ月を想定しており、シミュレーション、コンサルテーションという作業が必要になってくる。これまでの IRA 関連の調査は、こうしたステップを踏んでおらず、それが実際の法律へとつながらなかった原因である。(注: 「配分を変えるのはゼロサムゲームであり、合意形成が困難であることから、実際の法律改訂に至らないのでは」という質問に対しては、Acosta 氏は答えなかった)
- ステアリングコミッティーには、上院及び下院の Chairman of Local Government Committee も加えるべきであろう。

12. フィリピン大学 National College of Public Administration and Governance (NCPAG)

- (1) 日時 : 2006年12月8日(金) 14:00-15:00
- (2) 出席者 : Dr. Alex Brillantes, Jr. Dean UP-NCPAG
Mr. Simeon Agustin Ilago, Director, Center for Local and Regional Governance
Ms. Alicia B. Celestino, University Researcher, CLRG
Mr. Jose O. Tiu Sonco II, Lecturer/Researcher, CLRG
森原、森 (調査団)
- (3) 入手資料 : Policy Paper on Strengthening Devolution through Meaningful Financial Decentralization: Improving Fiscal Transfers to LGUs1
- (4) 主な聴取内容

- ・ IRA 計算式には、Poverty Index や Performance Indicator (自己収入など) を入れるべき。現在の計算式では、市のように徴税効率のよいところに多くの配分が行ってしまうなど、経済成長に対する地方分権のインパクトが限られたものになってしまっている。また、Equal sharing が、equitable なものになっていない。
- ・ 難しいが、日本のように財政需要に基づいて配分を行うといった、なんらかの合理的な方法を導入すべきである。
- ・ Municipality や Province では、分権化によるコストのほうが、IRA の配分額より多くなっており、中央政府から LGU に異動した職員の給与すらカバーしていないケースが多い。
- ・ LGC は5年ごとに議会で見直されるはずであるが、実際には見直しがされていない。
- ・ 平均で、LGU の収入のうち63%をIRAに頼っている。一方、国家収入の40%をIRAに充てるはずであるのに対し、2000年~2004年には16.5%しか充てられていなかった(論文を提供)。
- ・ 権限委譲された業務をLGUが実際に果たすためには、40%以上の配分を行うことと、自己収入を増加させることの両者が必要であると考えられる。
- ・ IRA の20%を開発目的に利用することに関しては、現在は最低限の目標値として捉えられていることから、この割合を増やすべきである。その一方で、Chief Executive Officer の権限によりこの開発目的が利用されているため、(使途を限定するのは地方自治の精神に反することから)説明責任を明確にするモニタリングシステムなどを導入して、有効に利用されるようなメカニズムを働かせるのがよい。
- ・ IRA の equal sharing の金額を手に入れるために、Fragmentation の問題が起きている。行政効率を高めるため、Amalgamation のコストと Fragmentation のコストを比較することは重要である。
- ・ 有識者として、ギルバート・リアント氏、UP 経済学部のカプノ氏、マシアス議員、Local Government Development Foundation のソスメニャ氏を推薦する。

13. Iloilo Province

- (1) 日時 : 2006年12月11日(月) 9:00-10:30
- (2) 出席者 : Mr. Mario N. Nillos, Department Head, Provincial Planning and Dev. Office
Ms. Melba B. Sullivan, Provincial Treasurer
Ms. Elena D. Lim, Provincial Budget Officer
森 (調査団)、Peter (JICA Philippines Office)
- (3) 入手資料 : 2006年予算書、
” Guidelines on the Appropriation and Utilization of 20% of IRA for Development Projects ” ,
Joint Memorandum Circular No.1
- (4) 主な聴取内容

- ・ 本 Province の IRA の依存度は高く、2006年の856百万ペソの予算のうち738百万ペソをIRAに依存している。
- ・ 1991年までは約1,000人だった職員は、地方分権以降約2,000人になり、増加分の約

80%は保健分野の職員である。1992年に委譲された病院職員の給与として、同年以降毎年81.6百万ペソが支払われているが、これは給与のみをカバーしており、その他の事業費はProvinceがカバーしている(病院の自己収入53.6百万ペソに対して、病院の予算は248.6百万ペソ)。国に病院を返せるものであれば返したいが、病院は政治的なショーケースとしての機能を果たしているため、目下Provinceで維持している。

- ・ 人口比、土地面積比、Equal Sharingで配分されている金額のほかに、上記81.6百万ペソが支払われ、総額738.7百万ペソがIRAとして配分されている。
- ・ 権限委譲された機能のコスト(人件費および維持費)は300百万ペソ超と見積もっており、そのほかの投資費用はProvinceの収入で賄っている。
- ・ 資金配分が足りない意味で、実際的に問題になっているのは、病院の収入不足である(看護師などを一部ボランティアに依存している)。インフラなどについては、Provincial Roadのメンテナンスはほぼ問題なく行われている。
- ・ 固定資産税として、Special Education Fundに1%、その他Basic taxとして1%(2%にまで引き上げ可能)を徴税している。徴税率は70%以下であり、延滞者の資産はオークションにかける一方で裁判所に提訴している(同時に行うのがフィリピン式。ただし、Comprehensive Agrarian Programに関係している資産については、所有者は自らの資産であることを認めていないため、課税ができない)。)
- ・ 開発計画に則ってIRAの20%を用いた開発プロジェクトを実施しているが、結局開発計画はProvinceのChief Executive Officerの意向が強く働くものであるため、20%枠を上げることによる開発効果については、疑問なしとしない。なお、「開発目的」の内容については、DBMのガイドラインに従っており(資料を入手)、COAの事後監査を受けている。

14. Iloilo City

(1) 日時 : 2006年12月11日(月) 10:30-12:00

(2) 出席者: Mr. Melchor Tan, City Administrator

Ms. Julieta D. Diamante, Captain of Barangay Seminario & President of Association of Barangay Captains (Jaro District)

Mr. Adolfo B. Captain of Barangay Gustilolapaz & President of Association of Barangay Captains (Lapaz District)

Ms. Aurora A. Tarrazona, Assistant City Treasurer

森(調査団)、Peter (JICA Philippines Office)

(3) 入手資料: 2007年予算書

(4) 主な聴取内容

- ・ 職員数は常勤1,400人、非常勤を含め全体で3,000人程度。
- ・ LGC採択以降の世代であるため、LGC前後の職員数や予算の変化については知らない。ただし、委譲された機能に対する収入が中央政府から全く来ていない(注: City Administratorは、IRAの配分に委譲された業務の費用が全く含まれていないと勘違いしており、会計担当者から間違いを指摘されていた)。
- ・ 具体的な予算不足については、洪水対策を国に頼らざるを得ないこと(JICAの技プロが入る予定)、国道のメンテナンスが悪く、肩代わりをせざるを得ないこと、が挙げられる。
- ・ 市の収入増加のためには、ゴミ収集料金、警察や市の手数料(現在は10ペソ程度しか徴収していない)といったものを今後上昇させる予定。固定資産税(1%のSEF、2%の基礎税)については、昨年基準地価を上方修正したばかりである。
- ・ IRAの20%の開発プロジェクトについては、67百万ペソの予算の開発計画を作り、City Development Councilで承認されている。
- ・ 市からバランガイには、1,300ペソ程度の補助金が支払われている。

15. Santa Barbara Municipality (3rd Class)

(1) 日時 : 2006年12月11日(月) 13:00-14:30

- (2) 出席者： Mr. Isabelo Maquino, Mayor 他3名
森（調査団）、Peter (JICA Philippines Office)
- (3) 入手資料：2006年予算書
- (4) 主な聴取内容

- ・ 職員数は常勤106人、非常勤77人。3rd class であるが、給与は以前より1st class に準じた給与を適用している。Municipality の人口は50,000人である。60のバラングイがある。
- ・ Municipality の予算総額は54百万ペソ（2006年）で、うちIRAは39百万ペソである。予算額のうち、給与は26百万ペソ（常勤職員）を支出しており、非常勤職員には5百万ペソ支払っている。
- ・ IRA の20%のファンドとして、インフラ、社会サービス、貧困削減活動、保健サービス、固形廃棄物、治安などのプロジェクト予算を組んで使っている。
- ・ Municipality 全体として、スタッフ不足である。地方分権により、保健省より13人、農業省より16人、社会福祉省より3人の職員が異動してきており、彼らの給与・諸手当に8百万ペソ及びその他業務費用が必要であるが、Municipality 独自の計算によると3百万ペソ程度IRAが足りていない。これにより、60のバラングイをカバーするだけの農業普及員の活動費が足りず、5万人の人口に対して保健職員13人、うち医師1人しかおらず、最低限のサービスが提供できていない。エンジニアのオフィスでは3人しか職員がおらず、イロイロ空港の国際基準への拡張計画に伴う、Municipality の接続道路や周辺部の都市計画を実施するには、人手が足りない。
- ・ 自己収入のうち、固定資産税は40%、ビジネス税は20%、手数料収入は30%、公営企業（屠畜場）収入が10%となっている。新空港ができることによる経済活動の拡大も見込みつつ、Land Bank より10百万ペソの融資を受けて（10年間、15%）、新しいマーケットを開設した。年間1.5百万ペソの収入が上がっており、6年間で融資を償却して新たな資金源となる予定である。固定資産税は、Province の税法に従うため独自では上げることができない。ビジネス税を10%上げ、Municipality の諸手数料を2倍に上げるための法案をMunicipality の議会にかけているが、来年に選挙があることから法案がなかなか通らない。ビジネス税については、インフォーマルな店舗がほとんどであることから、徴税率を上げることは困難である。

16. Pavia Municipality (3rd Class)

- (1) 日時 : 2006年12月11日(月) 15:00-16:00
- (2) 出席者： Mr. Arcadio H. Gorriceta, Mayor 他5名
森（調査団）、Peter (JICA Philippines Office)
- (3) 入手資料：2005年決算書
- (4) 主な聴取内容

- ・ 域内に製造業の大企業（コカコーラ、サンミゲール等）が工場を建設したことから、ビジネス税が上昇し（フォーマルな企業なので徴収率も高い）、自己収入の金額がイロイロ州で最も高いMunicipality となっている。
- ・ 2005年の総収入は47百万ペソで、うちIRAは27.6百万ペソ。常勤職員が129人で、非常勤職員は9人。
- ・ 1992年に保健省から17人、公共事業省から14人、社会福祉省から3人、DBM から1人、異動してきた。2.3百万ペソがCost of Devolution として計上されて支払われているが、実際の機能を果たすためには8百万ペソかかるため、差額はMunicipality で補填している（注：イロイロ市と同様の認識をしている）。
- ・ IRA の20%の使い道については、道路のメンテナンスなどに使えないなど、自由度が限られていて、地方自治の精神に反している。また、細かい使い道がNational Guidelines に規定されているが、当Municipality では遵守していない（特段の問題はない）。
- ・ 固定資産税の徴収率は80%程度。

17. AusAID

(1) 日時 : 2006年12月12日(火) 13:00-14:00

(2) 出席者 : Mr. Angus Barnes, First Secretary, Development Cooperation
Mr. Rod Ervin Sollesta, Program Officer, Development Cooperation
森(調査団)

(3) 入手資料 : 2006年予算書、

” Estimating the IRA, Centrally-Provided Local Public Goods and Services, and other Central Fiscal Transfers to Local Governments” (Nov 2000)

(4) 主な聴取内容

- ・ PDFは3月中旬の全体会合にむけて、1月からWGの会議などが始まるため、是非JICAも参加して継続的に意見交換をしてほしい。
- ・ AusAIDがNEDAと共同で実施したIRAの調査については、当時のNEDAの長官が変わってしまったこともあり、それより先に進まなかった。IRAに関しては、これまでに多くのペーパーが作られているが、それらとJICA調査との違いは、議会のLocal Government Committeeや、LGUのLeagueや、各政府機関を巻き込みながら調査を実施することになる。政治的に受け入れられるものを作るのは、非常に困難なことであろうが、是非頑張ってもらいたい。
- ・ AusAIDは、Local Government Development Program (<http://www.lgdp.org.ph>)をボホールとイロイロで現在実施中であるため、JICA調査の進捗にあわせて、意見交換をしていきたい。LGDPの担当者は、David Goodwins (Tel:638968)。
- ・ AusAIDは、世銀のPerformance - Grant Projectとも協力する可能性があるが、その中で、MunicipalityにおけるPerformance Indicatorsについても調査を行うと聞いている。この調査は、Asian Institute of Managementが実施する予定であり、客観的データに基づいたものとなるため、IRAの計算式にも使える可能性がある。一方で、LGPMSは、自己評価によるPerformance Indicatorなので、客観性が乏しいと思う(一方のLGFPMsは、客観的であるが、財務データのみ)。

18. Bureau of Local Government Finance, Department of Finance

(1) 日時 : 2006年12月13日(水) 10:00-11:30

(2) 出席者 : Dr. Arnold Tan, Information Technology Officer III, In - Charge of Office,
Special Project & Management Service
森(調査団)

(3) 入手資料 : 全Province, City, Municipalityの収入、支出の詳細(2004年)の一覧ファイル

全Province及びCityの不動産評価額、税金徴収可能額の一覧ファイル

(4) 主な聴取内容

- ・ DOFは国家収入を確保すること、LGUの収入、支出を管理する役割をもっているが、LGU間のIRAの配分については、DILGの所掌範囲と認識している。
- ・ マナサンのペーパーにもあるように、ランクの低いLGUは、IRAに頼る傾向が高い。一方で、これらのLGUは農業が主要な産業であるため、そもそも課税のポテンシャルが低く、そこにパフォーマンスとリンクさせたIRAの計算式を持ち込むと、さらに不利な状態になりうる。
- ・ 下位のLGUは、実際にはIRAにおける人件費比率(45~55%)の規則を守っていないものが少なくないが、COAの制裁も発動されていない。人件費をEconomic Enterpriseに負担させているところもある。
- ・ 開発プロジェクトに用いるべきIRAの20%のほとんどは道路建設、水道建設、市場の建設といったインフラに用いられていると理解している。
- ・ ピメンタル議員が、LGC採択10年後の改正案として、国内収入の40%を50%に上げることを提案したが、実現しなかった。主たる理由としては、国の債務を支払っている中

中央政府には受け入れられない提案だったためである。

- ・ LGUの収入拡大のため、全国のLGUを対象として、Local Revenue Codeの改訂や税率を上げるためのセミナーやトレーニングを実施している（世銀の融資）。特に、LGUが課している諸手数料は、費用を大きく下回る料金となっているため、このトレーニングによるLGUの収入向上効果は大きい。ただし、来年5月の選挙にむけて、税率や手数料単価を上げることを地方の議会が受け入れないことから、本トレーニング活動は2006年11月で停止している。
- ・ また、DILGのトレーニング部門であるLG Academyにおいて、LGUの収入を拡大し、融資を受けたりするためのトレーニングも行われている。
- ・ 不動産税については、Province及びCityに関する徴税可能額（及び不動産価額）についてのデータはもっているが、Municipalityについては、各Provinceがデータをもっている。徴税率は全体で40～50%と理解している。徴税可能額を課税ポテンシャルと見る上で問題になるであろうことは、①Comprehensive Agrarian Reform Codeの発布後、土地のTitleをまだ農民がもっていないため徴税できないこと、②3年ごとに土地評価額を見直すべきだが、実際に見直しを行ったことのあるLGUは70%程度であって、土地評価額が全体的に低く見積もられていること、③GOCCの中で固定資産税を払っていない（免税措置があるもの、ないもの）ものが多くあること、である。不動産税の配分は、City内の土地については70%City、30%Barangay、Municipality内の土地については、40%Municipality、35%Province、25%Barangayである。
- ・ Municipalityでは、土地評価のための職員が2名程度しかいないところも多く、実際的に土地価額の再評価を行うことには困難が伴う。

19. World Bank

(1) 日時 : 2006年12月13日(水) 15:30-17:00

(2) 出席者 : Ms. Mokami Kariuki
森(調査団)

(3) 入手資料 : Subnational Government Finance in the Philippines: Findings on the Efficacy and Distributional Implications of the Internal Revenue Allotment, and Health and Education Spending - A Subtext for Reformed Intergovernmental Resource Allocation

(4) 主な聴取内容

- ・ 世銀のIRAに関する報告書については、5年前に調査が開始され、フィリピン側政府関係者との協議を重ねてきたものである。(世銀内部でさえ、内容について賛否両論あり)提案について関係者の総意としての合意に至らずに、最終的に棚をかざるだけのものになってしまう可能性が高い。JICAが調査を行う場合も、同じ轍を踏まないようにするべきであろう。なお、IRAの報告書をJICAに渡すが、DOFからは了解を受けていないので、内部だけで使用することとし、配布したりしないようにしてほしい。
- ・ 2006年9月のPDFのLocal Government WGにおいて、(ADB及びJICAの出席者のいないところで)「IRA Formulaがこれまでいくつも出ているところで、JICA及びADBがまた新しいものを作ろうとしている。いたずらに新しい計算式を作り出すのではなく、どんな計算式をどのような目的で作るのか、まずPDFのWG内で合意するべき。」というコンセンサスに至っている。そこで、JICAのTORが決まる以前に(2月or3月)、(ADB&JICAが合同で主催して)計算式を提案している人たち全員を集めて、プレゼンテーションをやらせ、何が欠けていて今後何をどうすべきか議論してから、新しい計算式ないしは調査を開始すべき。
- ・ これまでの調査との違いとして提案するが、まず政府の代表、LGUのLeagueの代表や議員などを招いて、Stakeholder Analysisを行うのがよいのではないか。そこにおいて、誰がどのような理由で抵抗しているのか、LGCの改訂は包括的であるべきか部分的であるべきか、従って、JICA調査に何を含めるべきか、ということが明確になると思う。特に、League of Provinceの代表者は、Cabinetの一員でもあるため、彼が反対するものを提案する場合は、実質上実施が困難になる。
- ・ JICA調査団は、もっと政策決定レベルの人たちと面談したほうがよいのでは? DILGの

Assistant Secretary の Panadero 氏、DOF の Undersecretary の Roberto Tan 氏、DBM の Undersecretary の Laura Pascua 氏などが、PDF の場などで、各省を代表して発言している。DOF の BLGF は技術的なデータ・情報は手に入ると思うが、省としてのポリシーを決める部署ではない。なお、IRA の計算式を決める際、政府内でもっとも大きな声を出せるのは、DOF であって、DILG ではない。DILG としては、LGU の利益を代表して、現在や将来の計算式が LGU に対してどのような影響を与えるか、という観点から、発言をすることになると思う。

- 世銀の LGU 支援に関するプロジェクトとしては、1999 年から 2008 年の予定で、LOGOFIND (Local Government Finance and Development) を行っている。これは、LGU に対して、ローンとグラントの組み合わせで資金を提供するものであり、あわせて、計画作りや財政管理に関するトレーニング、収入向上のためのトレーニングなどを行っている。

以上